

住宅の供給に携わる事業者の皆様へ

2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅で

**住宅ローン減税**を受けるには  
**省エネ性能が必須**となります



## 住宅ローン減税改正(令和4年度) **3**つのポイント

**1** 2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について  
住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合する必要があります

**2** 省エネ性能に応じて  
住宅ローン減税の  
借入限度額が異なります

**3** 住宅ローン減税の申請には  
省エネ基準以上適合の  
「証明書」が必要になります

※住宅ローン減税における「省エネ基準」について

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなります。新たに住宅ローン減税の必須要件となる省エネ性能は、現行省エネ基準になります。

詳細は裏面をご覧ください